



SMTB 厚生年金基金ニュース

(平成24年10月19日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

厚生年金基金の資産運用に係る省令・通知の改正について (改正省令・通知に関する厚労省への確認結果)

9月26日に改正された以下の厚生年金基金の資産運用に係る省令・通知改正について、信託協会から厚生労働省に主に実務運営上の取扱いを中心に確認を行いましたので、結果をご案内申し上げます。

- ① 厚生年金基金規則の一部を改正する省令 【参考】新旧
- ②「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」の一部改正について
(平成24年9月26日年発第0926第4号)
- ③「厚生年金基金の年金給付等積立金の運用に係る基本方針について」の一部改正について
(平成24年9月26日年発第0926第7号)
- ④「厚生年金基金の運用受託機関に対し掲示すべき年金給付等積立金の運用指針について」の一部改正について
(平成24年9月26日年発第0926第8号)
- ⑤「厚生年金基金の資産運用に係る事務の取扱いについて」の一部改正について
資産運用業務報告書様式
(平成24年9月26日年企0926発第3号)

改正省令・通知について確認した内容

厚労省に確認した内容は以下のとおりです。

今後、新たに確認した内容があれば適宜追加でご案内申し上げます。

省令・通知	テーマ	厚労省に確認した内容
全般	DBへの適用	今回の省令・通知改正のDBへの適用は、現状では検討していない。
全般	運用基本方針のモデル	行政が一律に運用基本方針の雛形を示すことは困難だが、必要に応じてQ&A等で、運用の基本方針作成のポイント等を示していくと考えている。
上記①	政策アセットの策定期間	政策的資産構成割合は平成25年4月1日時点で策定期間である必要がある。
上記①②	「専門的知識及び経験を有する者」の要件	「専門的知識及び経験を有する者」とは、例えば政策的資産構成割合の策定期間には、その策定期間実務の経験がある者や、その際に必要となる金融や経済の知識を有する者などが考えられる。
		「専門的知識及び経験を有する者」に該当するかどうかは、基金において判断すればよく、特定の要件を満たすことが求められるものではない。

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。
本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。

省令・通知	テーマ	厚労省に確認した内容
上記①	資産運用業務報告書に添付する運用基本方針	資産運用業務報告書には、資産運用業務報告の対象年度の年度末時点において有効な運用基本方針を添付する。 (例えば、平成X年9月30日までに提出する資産運用業務報告書に添付する運用基本方針は、(仮に、平成X年9月1日に改定されていたとしても)平成X年3月末時点の運用基本方針である。)
上記①	資産運用業務報告書(新様式)の適用開始時期	資産運用業務報告書は、平成25年度分に関する報告書(平成26年9月30日提出)から新様式で作成する。 平成24年度分に関する資産運用業務報告書(平成25年5月15日提出)は旧様式で作成する。
上記②	運用受託機関の選定時に考慮すべき信用リスクの趣旨	特定の運用受託機関に運用委託を集中させる合理的理由がある場合であっても、当該運用受託機関の倒産等の事象により年金資産が毀損することがないよう、当該運用受託機関の財務状況等に注意する必要がある。
上記②⑤	オルタナティブ投資の定義(伝統的資産、伝統的手法の定義)	「伝統的な資産」はいわゆる伝統的4資産である内外債券及び内外株式を想定しており、「伝統的投資手法」は現物資産のロングポジション(買建て)を想定している。 例えば、エマージング債券やエマージング株式は「伝統的な資産」に該当し、また、ショートポジション(売建て)は伝統的資産の市場リスクのヘッジ目的や現物資産の代替目的を除き、「伝統的投資手法」には該当しない。 オルタナティブ投資に該当するかどうかや、資産運用業務報告書の【投資商品名】から該当する記号をどう選択するかの最終的な判断は、基金自身の判断による。
上記②	集中投資規制の例外	相場急変時等のリスク回避行動の結果、特定の運用受託機関に資産運用の委託が集中することは、(運用基本方針に規定がなくても)集中投資規制の適用対象外である。
上記②	運用コンサルタント等との契約時の確認事項	運用コンサルタント等との契約時には「運用機関との契約関係の有無」だけでなく、役員の兼職等の人的関係や資本関係の有無、および、自らが提供する運用商品の有無も必要に応じて確認されるものと考えている。
上記②	研修の要件	受講すべき研修等の実施形態・内容については、明確な基準はなく、各基金が実態応じてその必要性を判断するもの。運用受託機関が実施するセミナー等も含まれる。
上記②	倫理規程の作成	基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程に盛り込むべき事項の例をQ&Aで示す予定。
上記⑤	資産運用業務報告書(新様式)の趣旨	今回の様式改正の趣旨は、運用のリスク管理の基本である政策的資産構成割合、ポートフォリオのリスク・リターン、運用受託機関や運用資産の構成等の基本的な運用内容を確認することを主眼としており、個別に特定の投資商品を分析するためのものではない。 また、行政としてデータを整理し、有効に活用するためには、一定の分類による報告が基本的に必要と考えている。 なお、オルタナティブ投資で複数の資産や商品区分にまたがる商品に関する記載方法等については、Q&Aで示すことにする。

省令・通知	テーマ	厚労省に確認した内容
上記⑤	政策アセットの「許容乖離幅」の扱い	<p>政策的資産構成割合等の状況における「乖離許容幅」は各基金が運用の基本方針に定めるもの。</p> <p>「乖離許容幅」については、Q & Aで記載方法等の取扱いについて示すことにする。</p>
上記⑤	政策アセットの「許容乖離幅」の扱い	市場のボラティリティの状況に応じて資産構成割合を機動的に変更することにより一時的に許容乖離幅を超過することは差し支えない。
上記⑤	資産運用業務報告書(新様式)の記載方法	<p>下記の例の記載方法については、それぞれ以下のように考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主な投資対象は伝統的手法による伝統的資産に対するものと決まっており、一部のみを限定的にオルタナティブ対象資産に投資する場合は、主な投資対象の資産に分類することで差し支えない。 ○ 伝統的資産への投資のリスクヘッジや市場リスク量の調整を目的としてデリバティブを利用する限りにおいて、伝統的な資産に準ずる資産として取り扱って差し支えない。 ○ 為替オーバーレイは、原資産のヘッジやリスク管理を目的として行う限りにおいて、ヘッジ等の対象資産に分類することで差し支えない。 ○ ポータブルアルファは、市場リスク量を調整(ある資産の市場「ベータ」を取り去り、他の資産の市場「ベータ」に投資)することを目的として、デリバティブ等を利用する限りにおいて、原資産に基づき分類することで差し支えない。 <p>ただし、「アルファ」を確保するためにヘッジファンド等を利用する場合はその投資部分はオルタナティブ投資に該当すると考えられる。</p>

以上